

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された 文書等
			当局側	職員団体側			
経理企画課	平成27年3月30日(月) 17:30 ~ 17:50(20分間)	札幌開発建設部 分庁舎B会議室	経理企画課 課長 岩本 猛起 課長補佐 松田 寛	全北海道開発局労働組合 札幌支部 経理企画課分会 執行委員長 西井 寛幸 副執行委員長 中村 真夕子 書記長 工藤 一人	<ul style="list-style-type: none"> ・当該における超過勤務の縮減について ・当該職員のメンタルヘルスについて 	<p>○職員団体側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該における超過勤務の縮減について、H26年度の超過勤務実態をどのように把握し、H27年度に向けてはどのように考えているか。 <p>○当局側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度は一人当たり10時間/月と、H25年度と比較して半減しているが、一部の担当者に業務が集中している状況もあったため、業務の平準化を図るなどして、業務の円滑な進行管理を行っていく。 また、H27年度は、定員減などにより、一人当たりの業務量は増えると認識しているが、今後の状況を見ながら対応したい。 <p>○職員団体側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休職者や休職中の職員の業務をフォローしている職員への配慮もお願いする。 <p>○当局側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休職者や、休職中の職員の業務をフォローしている職員への対応について状況を把握しながら配慮していく。 	別添1
江別河川事務所	平成27年3月30日(月) 17:50 ~ 18:22(32分間)	江別河川事務所 会議室1	江別河川事務所 所長 岡部 啓二 副所長 八木 勝良 総務課長 神山 孝治	全北海道開発局労働組合 札幌支部 江別河川分会 書記長 上山 新吾	<ul style="list-style-type: none"> ・当事務所における超過勤務の縮減について ・当事務所職員の健康安全管理について 	<p>○職員団体側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事務所における超過勤務の実態をどのように把握しているか。また、超過勤務縮減に向けて更なる取り組みはあるか。 <p>○当局側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年同時期(2月末現在)と比較して、約29%の減少となっている。補正予算関連作業や大きな災害がなかったことに加え、従来からの取り組みである委託業務の有効活用や定時退庁の励行に一定の効果があったものと考えている。更なる超過勤務の縮減に向けて、これまで行ってきた様々な方策の徹底や、新たな方策を検討するなど、引き続き取り組んでいく。 <p>○職員団体側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の設置・作業状況について職員の健康を保つ環境にあるのか、当局としてはどのように認識しているか。 <p>○当局側から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の環境整備については、健康安全管理計画に基づき取り組んでいるが、引き続き適切な環境となるよう努めていく。 	別添2

※文責は札幌開発建設部当局(今後修正があり得る)

交渉議題に係る回答メモ (2015年度統一要求及び職場要求)

平成27年3月30日

1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当課としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当課としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めたい。

2. 当課職員のメンタルヘルスについて

職員の心身の健康の保持増進については、業務を円滑に遂行していく上で重要な事項である。

特に、心の健康づくりについては、メンタルヘルス教育の実施や心の健康に関する情報の提供などにより職員の理解と知識を深めるとともに、ストレスチェックの実施やカウンセリング制度・健康管理医（精神科医）による心の健康相談の利用促進を図り、心の不調の予防と早期発見・早期対応に努めていく考えである。

また、長期に亘って病氣療養した職員については、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

交渉議題に係る回答メモ

(2015年統一要求及び職場要求)

平成27年3月30日

1. 当事務所における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、努めてまいりたい。

2. 当事務所職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成27年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。